

納付金の算定方法について（補足説明）

1. 市町村ごとの納付金の按分方法（納付金の配分ルール）

- 市町村ごとの国保事業費納付金の額は、納付金算定基礎額（県全体の医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの「**被保険者数**」と「**所得総額**」で按分し、「**医療費水準**」を反映し、決定する。

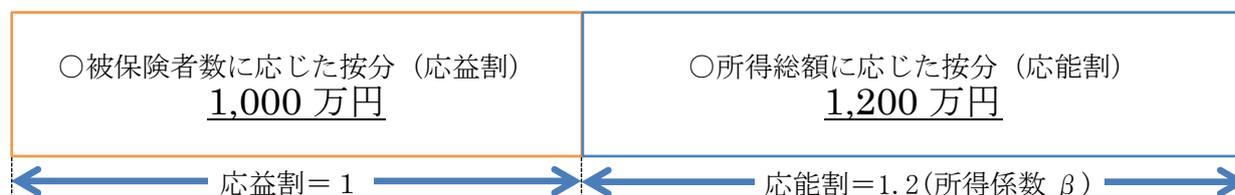
※県内3市町村で構成されている場合の例

	被保険者数（シェア）	所得総額（シェア）	医療費水準
A市	5万人 (5/10)	40億円 (40/80)	1.2 (平均以上)
B町	3万人 (3/10)	30億円 (30/80)	0.8 (平均以下)
C村	2万人 (2/10)	10億円 (10/80)	1 (平均)
県全体	10万人	80億円	—

【県全体の納付金総額（納付金基礎額）】

納付金総額の按分（応益割分：応能割分）

納付金総額：2,200万円、応益割分：応能割分＝1：1.2とした場合



【① 被保険者数・所得総額に応じた按分】 応益割は被保険者数、応能割は所得総額で按分

A市	5万人／10万人	500万円	+	600万円	40億円／80億円
B町	3万人／10万人	300万円	+	450万円	30億円／80億円
C村	2万人／10万人	200万円	+	150万円	10億円／80億円

【② 医療費水準の反映】 医療費水準に応じて納付金を増減（医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ の場合）

A市	$1,100万円 (500+600) \times 1.2 \rightarrow 1,320万円$
B町	$750万円 (300+450) \times 0.8 \rightarrow 600万円$
C村	$350万円 (200+150) \times 1$

※最終的に全体が2,200万円となるように、調整係数（ γ ）を乗じる。

2. 激変緩和措置

- 各市町村に按分した1人当たりの納付金額が制度改正前（平成28年度）と比べ、**大幅に増加する市町村については**、県が設定する平成28年度から令和3年度までの**医療費等の伸び（自然増）等を加味した割合（一定割合）まで下がるよう**、国及び県の公費等を財源に、**激変緩和措置**を行う。
- 激変緩和措置は、被保険者の保険料負担が改革の前後で急激に上昇することを回避するための経過措置であるため、将来的には終了する必要がある、激変緩和措置を徐々に縮小させるために、自然増部分に上乗せをする「 $+\delta$ （デルタ）」の値を徐々に増やしていく必要がある。

【激変緩和措置のイメージ図】

